



山梨県保険者協議会だより【Vol. 6】

「山梨県保険者協議会だより」は、山梨県保険者協議会の動きを中心に国や県、保険者協議会中央連絡会及び各医療保険者の動き等を広く関係者に情報提供し、そのことを共有し合うことにより、より良い保健事業にお役立ていただくためのものです。

今回は、平成24年度会議及び事業内容等についてお知らせいたします。

1. 平成24年度第1回山梨県保険者協議会及び合同専門部会の開催

開催日時：平成24年6月27日（水） 午後9時30分～

開催場所：ぴゅあ総合 2階 中研修室

- (1) 平成23年度保険者協議会事業・決算報告及び平成24年度保険者協議会事業計画・予算について
原案のとおり可決されました。なお平成24年度山梨県保険者協議会事業計画については、別添1のとおりです。

- (2) 平成23年度特定健診・特定保健指導実施状況について

山梨県福祉保健部国保援護課 森本課長補佐より、市町村国保の特定健診受診率について補助金実績報告書等からの数値を基に報告していただいた後、被用者保険について、山日ワイビーエス健康保険組合 楡井保健師・全国健康保険協会山梨支部 岡田保健グループリーダーより平成23年度の状況について情報提供がありました。

市町村国保の特定健診受診率（県平均）について、特定健康診査 平成22年度は36.5%で平成23年度は36.6% 特定保健指導（動機づけ支援） 平成22年度は、63.6% 平成23年度は、53.8% 特定保健指導（積極的支援） 平成22年度は、35.2% 平成23年度は、32.5% 特定保健指導（動機づけ支援＋積極的支援）平成22年度は、53.8% 平成23年度は、46.9% という結果であることの報告がありました。

また、被用者保険の山日ワイビーエス健康保険組合については、特定健診受診率（本人家族）93.2%、特定保健指導（動機づけ支援） 43.6%、特定保健指導（積極的支援） 42.4%、特定保健指導修了率42.9%、全国健康保険協会山梨支部については、平成24年3月末被保険者数（全体）106,656名、特定健診受診率（本人） 60.9%、特定健診受診率（被扶養者） 26.1%、特定健診受診率（全体）2.1%という情報提供を頂きました。

- (3) 平成24年度特定健診・特定保健指導集合契約について

特定健診等事業に係る医療機関との集合契約の内容について説明いたしました。

2. 平成24年度山梨県保険者協議会企画調査部会及び保健活動部会合同会議を開催

●第2回企画調査部会及び第3回保健活動部会合同会議

開催日時：平成24年8月30日（木） 午後1時30分～

開催場所：山梨県国保連合会 4階 審査室

- (1) 平成24年度保険者協議会事業計画について
- (2) 各部会における協議内容について

●第3回企画調査部会及び第6回保健活動部会合同会議

開催日時：平成24年11月26日（月） 午前9時～

開催場所：山梨県自治会館 2階 研修室1

- (1) 各部会における協議事項について
- (2) 平成25年度山梨県保険者協議会事業計画（案）について
- (3) 平成24年度保険者協議会評価委員会年間報告及び山梨県保険者協議会実務研修会について
- (4) 山梨県保険者協議会及び山梨県保険者協議会専門部会における委員及び部会員の改選について

3. 平成24年度山梨県保険者協議会特定健診・特定保健指導評価委員会及び保健活動部会合同会議

●第3回評価委員会及び第2回保健活動部会合同会議

開催日時：平成24年8月30日（木） 午前9時～

開催場所：山梨県国保連合会 4階 審査室

- (1) 保健指導実態調査の項目について

●第4回評価委員会及び第4回保健活動部会合同会議

開催日時：平成24年10月5日（金） 午前9時～

開催場所：山梨県国保連合会 4階 審査室

- (1) 特定保健指導実態調査の項目について

●第5回評価委員会及び第5回保健活動部会合同会議

開催日時：平成24年11月6日（火） 午前9時～

開催場所：山梨県国保連合会 4階 審査室

- (1) 特定保健指導実態調査の項目について
- (2) 保険者協議会実務研修会について

●第6回評価委員会及び第7回保健活動部会合同会議

開催日時：平成25年1月16日（水） 午前9時～

開催場所：山梨県自治会館 2階 研修室3

- (1) 特定保健指導実態調査の結果について
- (2) 保険者協議会実務研修会について

●第7回評価委員会及び第9回保健活動部会合同会議

開催日時：平成25年3月21日（木） 午前9時～

開催場所：山梨県自治会館 2階 研修室2

- (1) 研修会のメモ・アンケート結果に基づく課題整理について

4. 山梨県保険者協議会特定健診・特定保健指導等評価委員会

本委員会は、特定健診・特定保健指導に関するデータの評価・分析等を行うことにより、保険者のより効果的かつ効率的な保健事業の実施を目的に設置されております。

●第1回評価委員会

開催日時：平成24年5月28日（月） 午前10時～

開催場所：山梨県国保連合会 5階 審査室

(1) 平成23年度評価委員会の取り組みについて

(2) 平成24年度評価委員会の事業について

●第2回評価委員会

開催日時：平成24年6月27日（水） 午前10時30分～

開催場所：ぴゅあ総合 中研修室

(1) 調査項目について

5. 山梨県保険者協議会実務研修会

開催日時：平成25年2月4日（月） 午後1時30分～

開催場所：山梨県自治会館 1階 講堂

出席者数：79名

(1) 研修会名

「平成24年度山梨県保険者協議会実務研修会」

(2) 研修目的

医療制度改革における生活習慣病対策として、特定健診・特定保健指導の実施が医療保険者の責務として位置づけられ、医療費適正化に資するための効果的な保健事業の実施が求められている。

平成25年度には、第二次の特定健診・特定保健指導等の受診率、利用率、メタボ該当者の削減値が国より示されております。特に特定健診又は保健指導の実施率0%の保険者に対しては、後期高齢者支援金を課す方針が打ち出されており、今後保健事業を実施するためには、現状把握に基づく実態調査、分析、評価や効果的な事業企画を深めることが必須とされる。

今回の研修では、特定保健指導について、山梨県内の医療保険者及び保健指導実施機関に対して、特定保健指導における実態調査を行い、その結果に基づいて現状把握及び関係機関の情報共有を図ることを目的とする。

(3) 対象者

各医療保険者の特定健診・特定保健指導に関わりのある医師、保健師、看護師、管理栄養士、事務職、山梨県福祉保健部関係職員

(4) 研修内容

○講義

① 特定保健指導とは

全国健康保険協会 山梨支部 保健グループ長 浅川 美知子 氏

② 特定保健指導等取組状況調査の経緯と概要

山梨県国民健康保険団体連合会 企画情報課 神谷 まろみ

③ 特定保健指導等取組状況調査結果より

山梨県立大学 看護学部 看護学科地域看護学 講師 望月 宗一郎 氏

○グループワーク

司会進行

山梨県立大学 看護学部 看護学科地域看護学 教授 村松 照美 氏

なお、研修会出席者によるアンケート結果につきましては、別添2のとおりとなります。

6. 平成24年度第2回山梨県保険者協議会及び合同専門部会会議の開催

開催日時：平成25年3月11日（月） 午後2時～

開催場所：ホテルクラウンパレス甲府 2階 鳳凰

(1) 平成24年度山梨県保険者協議会事業報告及び決算見込（案）について

原案のとおり承認されました。

なお、平成24年度山梨県保険者協議会事業報告については、別添3のとおりです。

(2) 山梨県保険者協議会設置運営規程及び山梨県保険者協議会専門部会設置運営要綱の改正について

原案のとおり承認されました。

別添4、別添5のとおりです。

(3) 平成25年度山梨県保険者協議会事業計画（案）及び予算（案）について

原案のとおり承認されました。

なお、平成25年度山梨県保険者協議会事業計画については、別添6のとおりです。

～特定健診事業受診率向上への取り組み～

● 平成24年度特定健診・特定保健指導啓発PR事業

山梨中央銀行及び山日ワイビーエスに協力していただきPR事業を行った

(1) 内容

- ▶ 山梨中央銀行：本店及び全支店（出張所含む）でモニターによるPR
- ▶ 山日ワイビーエス：山梨文化会館電光掲示板によるPR
- ▶ 特定健診集合契約実施機関向けポスターの作成・配布

(2) 時期

- ▶ 山梨中央銀行：平成24年5月から6月（毎日5回程度）
- ▶ 山日ワイビーエス：平成24年4月から11月（1ヶ月につき2日間）
- ▶ 山梨県内特定健診集合契約機関：平成24年8月配布

● 平成25年度特定健診・保健指導の集合契約締結に向けた取り組み

H24年12月3日付、保険者協議会事務局よりH24年度集合契約機関又は支払基金登録機関に平成25年度特定健診・保健指導の集合契約締結に向けた調査票を郵送。その結果に基づき、代表保険者にて契約処理をおこなった。

● 平成25年度特定健診等実施体制調査

各医療保険者における実施体制状況の把握と情報の共有により、各医療保険者における健康診査事業の充実を図ることを目的に調査。調査結果については、各医療保険者及び県関係機関に情報提供をおこなった。

平成 24 年度山梨県保険者協議会事業計画

— 事業目的 —

山梨県保険者協議会は、医療保険者が被保険者及び被扶養者の生涯にわたる健康の保持増進等を図るため、各医療保険者で協力し、地域の特性に応じた生活習慣病対策をはじめとした保健事業を効率的かつ効果的に実施することを目的に設置されている。平成 24 年度においては、特定健診・特定保健指導の受診率・実施率及び各医療保険者の特定健診等事業を中心に分析・評価を行い、県内保険者の受診率等の更なる向上及び効果的な保健事業実施の支援を目的に運営していく。

(1) 保険者協議会の運営 (国庫補助金 1/2)

①保険者協議会 年 2 回 (6 月、3 月開催予定)

②企画調査部会及び保健活動部会 年 3 回 (6 月、11 月、3 月開催予定)

(内 2 回は保険者協議会と合同開催)

※専門部会 (企画調査部会・保健活動部会は必要に応じて随時開催)

(2) 「山梨県保険者協議会実務研修会 (仮題)」年 1 回~2 回
(国庫補助金 1/2)

内容：特定健診・特定保健指導等について研修会を行う。

対象：保健師、管理栄養士、産業保健分野に勤務する看護師等
医療保険者の事務職

講師：未定

(3) 「特定健診・特定保健指導等評価委員会」(随時開催)(国庫補助金 1/2)

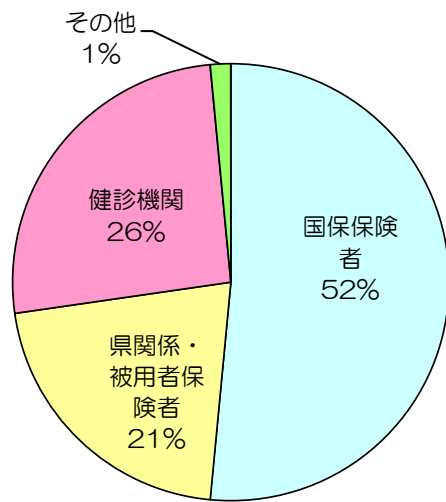
内容：平成 23 年度に挙げた課題の「効果的な保健事業を実施するために共通認識を持つ」ということに対し、特定健診等における未受診者の分析、受診しやすい環境づくり、PR 方法といった 3 項目に焦点を絞り分析した結果、今後事業を行う上での具体的な課題が明確になったことから、平成 24 年度はその課題に向けた取り組みについて検討する。また、保健指導についても、分析評価を行い具体的に検討する。

(4) 特定健診・特定保健指導普及啓発 PR 事業

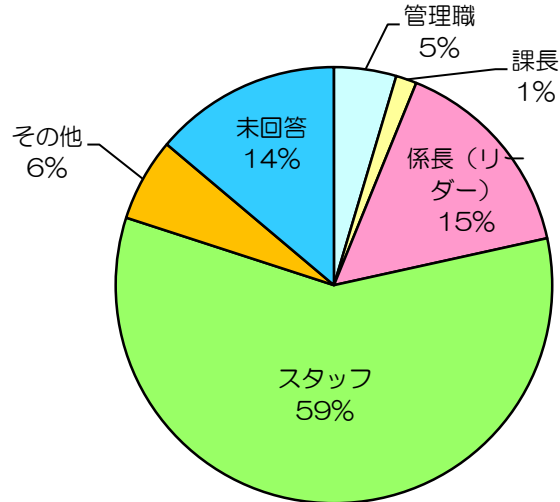
○特定健診受診率等向上のための PR 事業

平成24年度山梨県保険者協議会実務研修会アンケート結果について

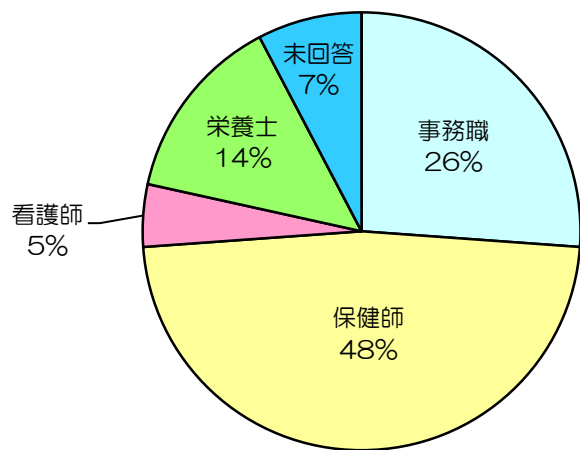
1-1 出席保険者について



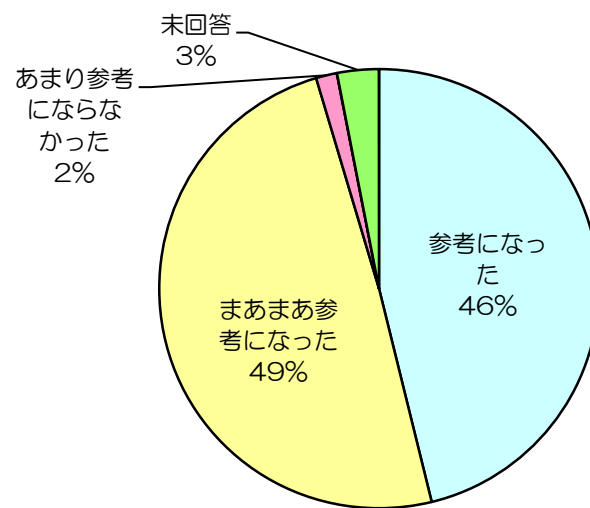
1-2 出席者役職について



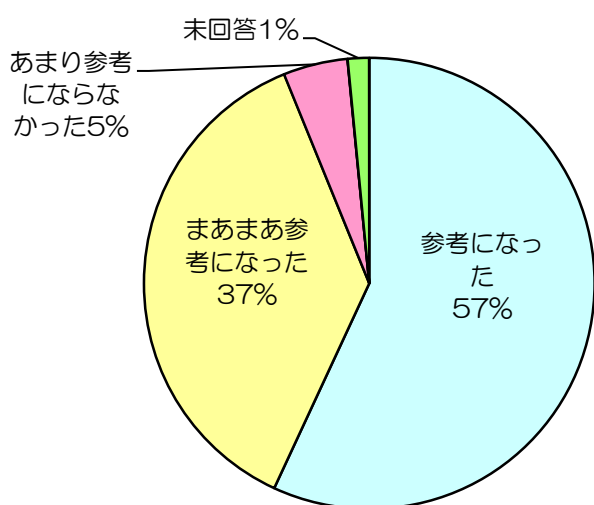
1-3 出席者職種について



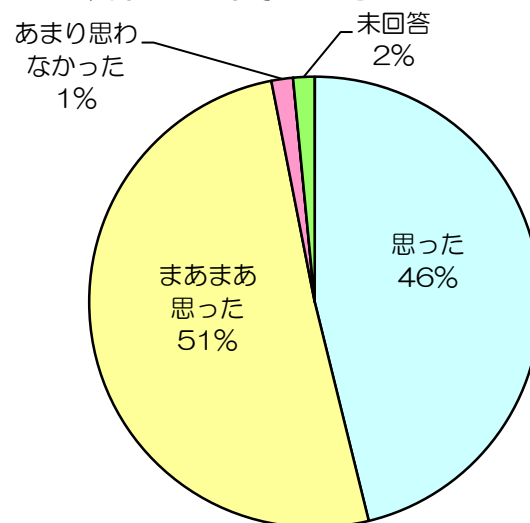
2-1 情報提供は参考になったか



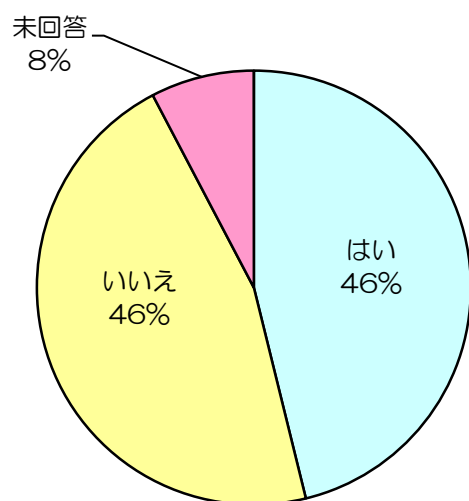
2-2 グループワークは参考になったか



3. 情報共有した事を業務に活かす事ができると思うか



5. 公表していいか



平成 24 年度 山梨県保険者協議会事業報告

＜保険者協議会及び合同専門部会＞

平成 25 年 3 月 31 日現在

日時及び場所	内 容
H24.6.27(水) びゅあ総合 2階 中研修室 (出席者 31 名)	＜議題＞ (1) 平成 23 年度保険者協議会事業・決算報告について (2) 平成 24 年度保険者協議会事業計画・予算について (3) 市町村国保における特定健康診査・保健指導の状況
H25.3.11(月) ホテルクラウン パレス甲府 鳳凰	＜議題＞ (1) 平成 24 年度山梨県保険者協議会事業報告及び決算見込(案)について (2) 山梨県保険者協議会設置運営規程及び 山梨県保険者協議会専門部会設置運営要綱の改正について (3) 平成 25 年度山梨県保険者協議会事業計画(案)及び予算(案)について

＜専門部会及び特定健診・特定保健指導等評価委員会＞

日時及び場所	会 議 名	内 容
H24.5.28(月) 自治会館 5階 審査室 (出席者 8 名)	第 1 回山梨県保険者協議 会特定健診・特定保健指導 等評価委員会	＜議題＞ (1) 平成 23 年度評価委員会の取り組みについて (2) 平成 24 年度評価委員会の事業について
H24.6.12(火) 国保連合会 5階 審査室 (出席者 3 名)	山梨県保険者協議会各專 門部会及び評価委員会会 長打ち合わせ	＜議題＞ (1) 経緯 (2) 平成 24 年度各部会の事業について
H24.6.27(水) びゅあ総合 2階 中研修室 (出席者 8 名)	第 2 回山梨県保険者協議 会特定健診・特定保健指導 等評価委員会	＜議題＞ (1) 調査項目について
H24.8.30(木) 自治会館 4階 審査室 (出席者 13 名)	第 3 回山梨県保険者協議 会特定健診・特定保健指導 等評価委員会及び第 2 回 保健活動部会合同会議	＜議題＞ (1) 保健指導実態調査の項目について

日時及び場所	会 議 名	内 容
H24.8.30(木) 自治会館 4階 審査室 (出席者 16名)	第2回山梨県保険者協議 会企画調査部会及び第3 回保健活動部会合同会議	<議題> (1) 平成24年度保険者協議会事業計画について (2) 各部会における協議内容について
H24.10.5(金) 自治会館 4階 審査室 (出席者 14名)	第4回山梨県保険者協議 会特定健診・特定保健指導 等評価委員会及び第4回 保健活動部会合同会議	<議題> (1) 特定保健指導実態調査の項目について
H24.11.6(火) 自治会館 4階 審査室 (出席者 12名)	第5回山梨県保険者協議 会特定健診・特定保健指導 等評価委員会及び第5回 保健活動部会合同会議	<議題> (1) 特定保健指導実態調査の項目について (2) 保険者協議会実務研修会について
H24.11.26(月) 自治会館 2階 研修室1 (出席者 14名)	第3回山梨県保険者協議 会企画調査部会及び第6 回保健活動部会合同会議	<議題> (1) 各部会における協議事項について (2) 平成25年度山梨県保険者協議会事業計画(案) について (3) 平成24年度保険者協議会評価委員会年間報告 及び山梨県保険者協議会実務研修会について (4) 山梨県保険者協議会及び山梨県保険者協議会専 門部会における委員及び部会員の改選について
H25.1.16(水) 自治会館 2階 研修室3 (出席者 13名)	第6回山梨県保険者協議 会特定健診・特定保健指導 等評価委員会及び第7回 保健活動部会合同会議	<議題> (1) 特定保健指導実態調査の結果について (2) 保険者協議会実務研修会について
H25.3.21(木) 自治会館 2階 研修室2 (予定)	第7回山梨県保険者協議 会特定健診・特定保健指導 等評価委員会及び第9回 保健活動部会合同会議	<議題> (1) 研修会のメモ・アンケート結果に基づく課題整 理について

<研修会>

日 時	内 容
<p>H25.2.4(月) 自治会館 1 階 講堂 13:30~ (出席者 79 名)</p>	<p><研修会名> 「平成24年度山梨県保険者協議会実務研修会」</p> <p><研修目的> 医療制度改革における生活習慣病対策として、特定健診・特定保健指導の実施が医療保険者の責務として位置づけられ、医療費適正化に資するための効果的な保健事業の実施が求められている。 平成25年度には、第二次の特定健診・特定保健指導等の受診率、利用率、メタボ該当者の削減値が国より示されております。特に特定健診又は保健指導の実施率0%の保険者に対しては、後期高齢者支援金を課す方針が打ち出されており、今後保健事業を実施するためには、現状把握に基づく実態調査、分析、評価や効果的な事業企画を深めることが必須とされる。 今回の研修では、特定保健指導について、山梨県内の医療保険者及び保健指導実施機関に対して、特定保健指導における実態調査を行い、その結果に基づいて、現状把握及び関係機関の情報共有を図ることを目的とする。</p> <p><対象者> ・各医療保険者及び特定保健指導実施機関において特定健診・特定保健指導に従事している医師、保健師、看護師、管理栄養士、事務職等 ・山梨県福祉保健部関係職員</p> <p><講義> (1) 特定保健指導とは(10分) 全国健康保険協会 山梨支部保健グループ長 浅川 美知子 氏 (2) 特定保健指導等取組状況調査の経緯と概要(10分) 山梨県国民健康保険団体連合会 企画情報課 神谷 まろみ (3) 特定保健指導等取組状況調査結果より(10分) 山梨県立大学 看護学部 看護学科地域看護学 講 師 望月 宗一郎 氏</p> <p><グループワーク> 司会進行 山梨県立大学 看護学部 看護学科地域看護学 教 授 村松 照美 氏</p>

<その他>

～特定健診事業受診率向上への取り組み～

● 平成 24 年度特定健診・特定保健指導啓発PR事業

山梨中央銀行及び山日ワイビーエスに協力していただきPR事業を行った

(1) 内容

- ▶ 山梨中央銀行：本店及び全支店（出張所含む）でモニターによるPR
- ▶ 山日ワイビーエス：山梨文化会館電光掲示板によるPR
- ▶ 特定健診集合契約実施機関向けポスターの作成・配布

(2) 時期

- ▶ 山梨中央銀行：平成 24 年 5 月～6 月 2 ヶ月間（毎日 5 回程度）
- ▶ 山日ワイビーエス：平成 24 年 4 月～11 月の 8 ヶ月間（1 ヶ月につき 2 日間）
- ▶ 山梨県内特定健診集合契約機関：平成 24 年 8 月

● 平成 25 年度特定健診・保健指導の集合契約締結に向けた取り組み

H24 年 12 月 3 日付、保険者協議会事務局よりH24 年度集合契約機関又は支払基金登録機関に平成 25 年度特定健診・保健指導の集合契約締結に向けた調査票を郵送。その結果に基づき、代表保険者にて契約準備を進めている。

● 平成 25 年度特定健診等実施体制調査

各医療保険者における実施体制状況の把握と情報の共有により、各医療保険者における健康診査事業の充実を図ることを目的に調査。調査結果については、各医療保険者及び県関係機関に情報提供予定。

山梨県保険者協議会設置運営規程

制 定 平成17年7月15日
改 正 平成18年3月27日
平成19年7月17日
平成21年3月19日
平成25年3月11日

(目 的)

第1条 山梨県内の医療保険者が、加入被保険者及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）の生涯にわたる健康の保持増進と保健事業の円滑な運営を図るため、連携協力し、地域の特性に応じた生活習慣病対策をはじめとした保健事業を効率的かつ効果的に実施することを目的として、山梨県保険者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 医療費の調査・分析・評価に関すること。
- (2) 被保険者等に対する健康教育・指導等保健事業に関すること。
- (3) 保健事業を効率的かつ効果的に実施するための情報交換及び人員、物的等保有資源の相互活用に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること。

(構 成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる各団体から推薦された委員をもって構成する。

- (1) 健康保険組合を代表する委員 1名
- (2) 全国健康保険協会を代表する委員 1名
- (3) 国民健康保険を代表する委員 2名
- (4) 共済組合を代表する委員 1名
- (5) 後期高齢者医療広域連合を代表する委員 1名
- (6) 県担当部署を代表する委員 1名

2 協議会は、必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長 等)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名を置くこととし、委員の互選によってこれを決める。

- 2 会長は会務を掌理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会に専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、各団体が推薦する委員をもって構成する。

(費用の負担)

第8条 第2条に掲げる事業実施に要する経費については、補助金及び必要に応じて協議会を構成する保険者が負担する会費をもって充てる。

2 負担金については、協議会を運営していくための費用の運営費を均等割とし、事業活動に使用する事業費を加入者割とし、協議会を構成する保険者から徴収を行う。

3 加入者割については、当該年度の4月末の加入者数をもって按分を行う。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、山梨県国民健康保険団体連合会に置く。

2 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の規程第3条(2)の規定は、平成20年10月1日から適用する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

山梨県保険者協議会専門部会設置運営要綱

制 定 平成17年7月15日
 改 正 平成19年7月17日
 平成21年3月19日
 平成25年3月11日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、山梨県保険者協議会設置運営規程（以下「規程」という。）第7条の規定により設置する山梨県保険者協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の設置運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 規程第7条の規定により次の専門部会を設置する。

- (1) 企画調査部会
- (2) 保健活動部会

(事 務)

第3条 専門部会は、山梨県保険者協議会（以下「協議会」という。）の設置の目的を達成することができるよう協議会の指示するところにより次の事務を処理する。

- (1) 企画調査部会
 - ①各保険者の医療費の調査・分析・評価に関すること。
 - ②レセプトを活用した医療費適正化の資料作成に関すること。
 - ③その他目的達成に必要な事項に関すること。
- (2) 保健活動部会
 - ①保健事業に関する情報収集及び情報交換に関すること。
 - ②保健事業の共同実施及び連携協力に関すること。
 - ③保健事業従事者の資質向上のための研修会等の実施及びネットワークづくりに関すること。
 - ④その他目的達成に必要な事項に関すること。

(構 成)

第4条 専門部会は、各団体から推薦される次に掲げる委員につき、協議会会長が任命する委員をもって構成する。

- (1) 企画調査部会

①健康保険組合を代表する委員	1名
②全国健康保険協会を代表する委員	1名
③国民健康保険を代表する委員	1名
④共済組合を代表する委員	1名
⑤後期高齢者医療広域連合を代表する委員	1名
⑥県担当部署を代表する委員	2名
- (2) 保健活動部会

①健康保険組合を代表する委員	1名
②全国健康保険協会を代表する委員	1名
③国民健康保険を代表する委員	1名
④共済組合を代表する委員	1名
⑤後期高齢者医療広域連合を代表する委員	1名
⑥県担当部署を代表する委員	1名

2 専門部会は、協議会会長の了承を得て医師会、歯科医師会、薬剤師会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第6条 専門部会に、部会長1名、副部会長1名を置くこととし、委員の互選によってこれを決める。

2 部会長は専門部会の会務を掌理し、専門部会を代表する。

3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 専門部会は事務処理にあたって必要があると認めるときは、部会長の協議により合同で会議（以下「合同部会」という。）を開くことができる。

3 前項の合同部会の運営は、部会長の協議により行うものとする。

(事務局)

第8条 専門部会の事務局は、山梨県国民健康保険団体連合会に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の要綱第4条（1）

②及び（2）②の規定は、平成20年10月1日から適用する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成 25 年度山梨県保険者協議会事業計画

— 事業目的 —

山梨県保険者協議会は、医療保険者が被保険者及び被扶養者の生涯にわたる健康の保持増進等を図るため、各医療保険者で協力し、地域の特性に応じた生活習慣病対策をはじめとした保健事業を効率的かつ効果的に実施することを目的に設置されている。平成 25 年度においては、特定健診・特定保健指導の受診率・実施率及び各医療保険者の特定健診等事業を中心に分析・評価を行い、県内保険者の受診率等の更なる向上及び効果的な保健事業実施の支援を目的に運営していく。

(1) 保険者協議会の運営 (国庫補助金 1/2)

- ①保険者協議会 年 2 回 (6 月、3 月開催予定)
- ②企画調査部会及び保健活動部会 年 3 回
(6 月、11 月、3 月開催予定、内 2 回は保険者協議会と合同開催)
※専門部会 (企画調査部会・保健活動部会は必要に応じて随時開催)

(2) 「山梨県保険者協議会実務研修会 (仮題)」 年 1 回

(国庫補助金 1/2)

内容：特定健診・特定保健指導等について研修会を行う。
対象：保健師、管理栄養士、産業保健分野に勤務する看護師等
医療保険者の事務職
講師：未定

(3) 「特定健診・特定保健指導等評価委員会」(随時開催)(国庫補助金 1/2)

内容：平成 24 年度に行う特定保健指導取組事例調査書の結果に基づき分析・評価を行い、効果的かつ効率的な保健事業を実施する為の支援を行う。

(4) 特定健診・特定保健指導普及啓発 P R 事業

- 特定健診受診率等向上のための P R 事業
 - ①公共バスへの広告
 - ②ラジオのスポット広告
 - ③山梨中央銀行の本店及び全支店でのモニターによる P R